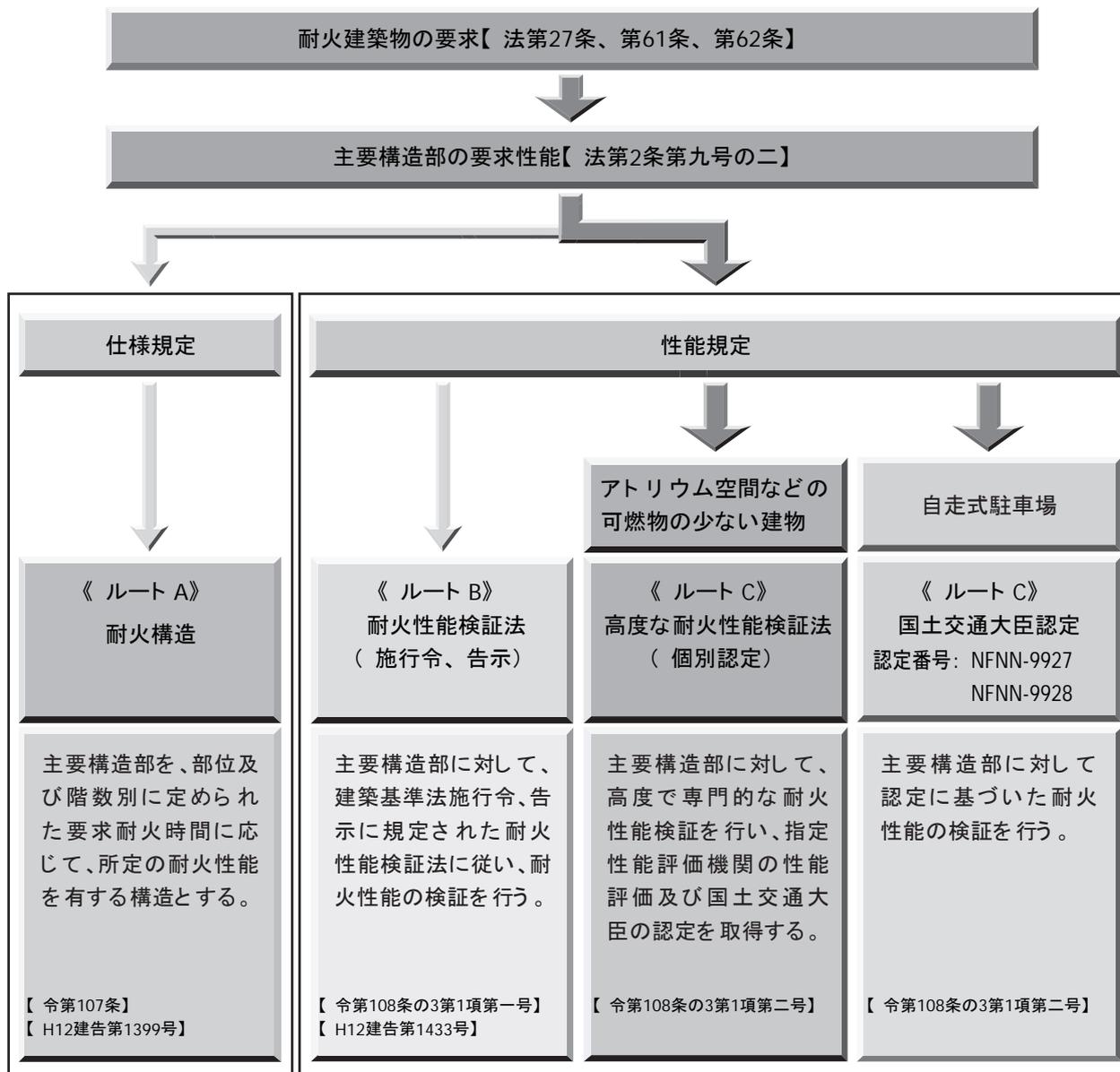


建築基準法においては、耐火建築物の主要構造部に要求される性能について、要求耐火時間に対応した耐火構造とする仕様規定（ルート A）と、予測される火災に対して耐火性能を検証する性能規定（ルート B 及び C）が示されています。

JFE-FR を耐火建築物に使用する場合は、高度な検証法を用いるため、下記のルート C に該当します。このため主要構造部に JFE-FR を使用し無耐火被覆あるいは耐火被覆を軽減する場合は、原則として指定性能評価機関の審査（性能評価）を受け、国土交通大臣の認定を取得する必要があります。

但し、自走式駐車場に JFE-FR を使用する場合は、国土交通大臣認定（後述）を受けた耐火設計を実施することにより、確認申請による適用が可能です。



※ 法： 建築基準法
令： 建築基準法施行令